



2012年10月25日

各位

株式会社サイバーエージェント  
代表取締役社長 CEO 藤田 晋  
(コード番号 4751 東証マザーズ)  
問合せ先 広報・IR室シニアマネージャー 宮川 園子  
連絡先 03-5459-0227

### 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、2010年11月4日開催の当社取締役会及び2010年12月17日開催の当社第13回定時株主総会の決議により、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「旧プラン」といいます。）を導入しております。

旧プランの有効期間は、2012年12月14日開催予定の当社第15回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって満了いたします。

当社は、旧プランの更新の是非について検討してまいりましたが、2012年10月25日開催の当社取締役会において、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくため、本定時株主総会において株主の皆様の承認をいただけることを条件として、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を更新することを決定いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします（以下、更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）。

なお、2012年9月30日時点における当社の大株主の状況は別添「当社の大株主の状況」に記載のとおりです。

#### **I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**

当社は、1998年の創業以来、「21世紀を代表する会社を創る」というビジョンのもと、インターネット総合サービス企業として事業展開し、この新しい産業で企業価値・株主共同の利益の向上に努めております。

当社の企業価値・株主共同の利益を向上させていくためには、豊富なインターネットビジネスの経験に基づき、魅力あるインターネットサービスを供給し続け、当社のブランド価値及びユーザー（利用者）や広告主から得られる信頼を積み上げていく必要があります。また、多様化するインターネットビジネスのノウハウや経験がある優秀な人材の確保も重要です。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社がこうして培ってきた企業価値の源泉を理解した上で、これを中長期的に確保し、向上することが可能な者である必要があります。

当社株式について大量買付等がなされる場合、これが企業価値ひいては株主共同の利益に資するも



のであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する大量買付等が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付等を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えます。

## II. 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 当社の企業価値の源泉

当社は、ユーザー及び広告主の両方向に接点を持ったビジネスモデルを特長としており、急激な成長・進化を遂げるインターネットビジネスの中で、双方の需要を敏感に察知し、当社ならではのスピードで常に新しい事業領域を創造し続けるとともに、ユーザー及び広告主の信頼を構築しております。こうしたインターネットビジネスに関するノウハウ、経験、知識を持った人材の確保と経営のスピードこそが、当社のインターネット産業において激しい競争を勝ち抜く上での強みになっております。また、こうした強みを維持し続けるために、従業員を中心とする人的資産、企業文化、多数のユーザーに支持される優良コンテンツを生み出す制作力、ブランド価値、ユーザー及び広告主の信頼こそが当社の企業価値の源泉と考えており、ひいては株主共同の利益の源泉であると考えております。

### 2. 企業価値・株主共同の利益の最大化を図るための諸施策

当社は、当社の企業価値の源泉を活かし、「ユーザー及び広告主の信頼向上」「急激な変化を遂げるインターネットビジネスに勝ち抜くノウハウ、経験、知識を持った人材の確保」と「経営のスピード」を継続的に創出するために、さまざまな施策を実施しております。一つは、自社内での事業開発及び事業拡大を重視し、人材と事業を同時に育成するプログラム「CAJJプログラム」です。事業ステージを業績に応じて5つのステージ（J1～J5）にランク分けし、昇格の期限や降格への明確な基準を設けることにより、新規事業の早期立ち上げを促進するとともに、事業の選択と集中がしやすいプログラムとなっております。二つ目として、経営陣、事業責任者自らが新規事業を創出する会議体「あした会議」や、社員による新規事業プランコンテスト「ジギョつく」の定期的な開催により、多数の新規事業が生まれやすい環境があり、その事業の多くが利益貢献をしております。

また、当社独自の役員交代制度「CA8（シーエーエイト）」を導入しております。建設的な取締役会運営のため取締役の人数を原則8名と定め、2年毎に原則1～3名の取締役を入れ替えます。この制度は、事業戦略にあわせた役員構成とし、経営人材を多く保有することで強い会社組織体をつくり、業績拡大を目指すため、2008年より実施しております。

優秀な人材の確保においては、社内異動公募制度「キャリアチャレ」等に代表される人事制度の導入や、働きやすい環境作り、長期雇用制度の開発を継続的に行っております。



さらに、企業価値を高める上で不可欠なコーポレート・ガバナンスの充実を目的として、(1)透明な経営(2)強固な管理体制(3)アカウンタビリティを果たすため、多様な施策を実施しております。ステークホルダーの方々の立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、法令のみならず社会規範の遵守及び企業倫理の確立と徹底を目的とした行動規範を定め、役職員等に対し遵守を求めています。当社取締役会においては、独立性の高い社外監査役2名が出席し、積極的に意見陳述を行うことにより、公正な意思決定が下されるよう、牽制を働かせております。また、当社は監査役会制度を採用し、各監査役が取締役の業務執行の適法性を監査しております。なお、当社は、上記社外監査役のうち1名を、独立役員と指定して東京証券取引所に届け出ております。さらに、株主及び投資家に対する公平でタイムリーな情報提供、そして透明な経営を実現するため、積極的且つ迅速な情報開示を行っております。

今後、当社の企業価値・株主共同の利益の最大化を図るための諸施策を推進してまいります。

### Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プラン更新の目的

旧プランは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として導入・更新されたものありますが、同様の目的により、上記Ⅰに記載した基本方針に沿って、本プランへ更新いたします。

#### 2. 本プランの内容

##### (1) 本プランの概要

###### (a) 目的

本プランは、当社株式の大量買付等が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

###### (b) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付等(下記(2)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。)が行われる場合に、買付者または買付提案者(以下、併せて「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています(下記(2)「本プランの発動に係る手続」をご参照下さい。)

###### (c) 新株予約権の無償割当てと独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合(その詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。)には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(その詳細は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の全ての株主に対し



て新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以降に規定されます。)により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程(その概要については別紙1をご参照下さい。)に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役または(iii)社外の有識者(実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとしています。

また、これに加えて本新株予約権の無償割当ての実施に際して、独立委員会が、株主総会を招集し本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することが相当であるとしてその旨当社取締役会に対して勧告した場合には、当社取締役会がかかる株主総会を招集するものとされており、さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

#### **(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得**

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

## **(2) 本プランの発動に係る手続**

### **(a) 対象となる買付等**

本プランにおいては、本新株予約権は、以下①または②に該当する買付またはこれに類似する行為(以下、併せて「買付等」といいます。)がなされたときに、本プランに定められる手続に従い無償割当てがなされることとなります。

- ① 当社が発行者である株券等(注1)について、保有者(注2)の株券等保有割合(注3)が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等(注4)について、公開買付け(注5)を行う者の株券等所有割合(注6)及びその特別関係者(注7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

### **(b) 買付者等に対する情報提供の要求**

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める、買付等の内容の検討に必要な情報(以下、「本必要情報」といいます。)及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、総称して「買付説明書」といいます。)を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- ① 買付者等及びそのグループ(共同保有者(注8)、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容、法令遵守状況等を含みます。)
- ② 買付等の目的、方法及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、



買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。)

- ③ 買付等の価額の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。)
- ④ 買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤ 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、ユーザー、広告主その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑦ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

#### (c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

##### ① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報(もしあれば)が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内(原則として60日以内とします。)に買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとし、以下同じ。)、その根拠資料及び代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。

##### ② 独立委員会による検討作業

買付者等及び(当社取締役会に対して上記①のとおり、情報・資料等の提示を要求した場合には)当社取締役会から情報・資料等(追加的に要求したものも含みます。)の提供が十分になされたとき独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間(但し、下記(d)③に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」といいます。)を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において、買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、当該買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主の皆様に対して当社の代替案の提示を行うものとし、

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間内において、自らまたは当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとし、

なお、買付者等は、独立委員会検討期間が終了するまでは、上記(a)①または②に該当する買付等を開始することはできないものとし、



独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

### ③ 株主に対する情報開示

独立委員会は、自らまたは当社取締役会等を通じて、買付説明書の提出の事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。

#### (d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告または決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告または決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項(下記③に従い独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行う場合にはその旨及び延長の理由の概要を含みます。)について、速やかに情報開示を行います。

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施を相当と判断する場合でも、本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

#### ① 独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)及び(c)に規定する手続を遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない場合

#### ② 独立委員会が本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合、または当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず、上記(c)①に規定する意見及び独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割



当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

### ③ 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる範囲内（但し、原則として上限を30日間とします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとします。

#### (e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。当社取締役会は、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行い、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記取締役会決議または株主総会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

### (3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当する場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当するかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることになります。

(a) 上記(2)「本プランの発動に係る手続」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

(b) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

(ア) 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為

(イ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

(ウ) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(エ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為



(c) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(d) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合

(e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合

(f) 買付等の条件(対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後における当社の従業員、ユーザー、広告主、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合

(g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な、総合的なインターネットサービスを提供するためのビジネスモデルもしくは経営資源、または当社の従業員、ユーザー、広告主、取引先等との関係もしくは当社のブランド価値を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に重大な悪影響をもたらすおそれのある買付等である場合

#### **(4) 本新株予約権の無償割当ての概要**

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです(本新株予約権の詳細については、別紙2「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。)

##### **(a) 本新株予約権の数**

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議(以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める割当期日(以下、「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)に相当する数とします。

##### **(b) 割当対象株主**

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

##### **(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日**

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

##### **(d) 本新株予約権の目的である株式の数**

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「対象株式数」といいます。)は、別途調整がない限り1株とします。

##### **(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額**

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

##### **(f) 本新株予約権の行使期間**

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)項②に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日ま



でとします。

また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(i) 特定大量保有者(注9)、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者(注10)、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(vi) 上記(i)ないし(v)記載の者の関連者(注11) (以下、総称して(i)ないし(vi)に該当する者を「特定買付者等」といいます。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使に当たり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については、別紙2「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。)

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。
- ③ その他本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、別紙2「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。

## (5) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2014年9月30日に終了する事業年度に関する当社定時株主総会の終結の時までとします。

## (6) 本プランの廃止及び変更等

本プランへの更新後、本プランの有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限り、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示



を行います。

### 3. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランへの更新時に株主の皆様にご与える影響

本プランへの更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

##### (a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載された株主の皆様(以下、「割当対象株主」といいます。)に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記Ⅲ.2.(2)「本プランの発動に係る手続」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までは本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

##### (b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他必要書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従って特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

##### (c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取



締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかるとする株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

#### IV. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

##### 1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ.の取組み）について

上記Ⅱ.に記載した企業価値・株主共同の利益の最大化を図るための諸施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

##### 2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ.の取組み）について

###### (1) 当該取組みが上記Ⅰ.の基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

###### (2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本プランは基本方針に照らして、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

###### (a) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

###### (b) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の



利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものです。

(c) 株主意思を重視するものであること

当社は、本定時株主総会において、本プランにつき承認可決の決議がなされることを条件として旧プランを本プランに更新させていただく予定です。また、上記Ⅲ. 2. (6)「本プランの廃止及び変更等」にて記載したとおり、本プランの有効期間は2年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの存続の適否には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランに関し、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しています。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。本プランへの更新時において、独立委員会の委員には、当社社外監査役から堀内雅生氏及び沼田功氏、また、社外の有識者として中村直人氏の3名が再任する予定です。なお、独立委員会の各候補者と当社との間には特別の利害関係はなく、いずれの委員候補者も当社経営陣からの高い独立性を有しています(各委員候補者の氏名及び略歴は、別紙3「独立委員会委員略歴」をご参照下さい。)

当社株式に対して買付等がなされた場合には、上記Ⅲ. 2. (2)「本プランの発動に係る手続」にて記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規程に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(e) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ. 2. (2)「本プランの発動に係る手続」(d)及びⅢ. 2. (3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) 第三者専門家の意見の取得

上記Ⅲ. 2. (2)「本プランの発動に係る手続」(c)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(g) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 2. (6)「本プランの廃止及び変更等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。



従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

以 上

(注1)金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

(注2)金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。但し、2012年9月30日時点で株券等保有割合が20%を超える者についてはこの限りではないものとします。

(注3)金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

(注4)金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(注5)金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

(注6)金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

(注7)金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

(注8)金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。本書において同じとします。

(注9)「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。但し、2012年9月30日時点で株券等保有割合が20%を超える者についてはこの限りではないものとします。

(注10)「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本注10において同じとします。)の買付け等(同法第27の2第1項に定義されます。以下、本注10において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

(注11)ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。



## 別紙 1

### 独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
  - ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
  - ・独立委員会委員の任期は2014年9月30日に終了する事業年度に関する当社定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
  - ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（但し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が当社株主総会に付議された場合には、当該株主総会の決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定に当たっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
- ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施(株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議することを含む。)
  - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
  - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
    - ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
  - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ④ 買付者等との交渉・協議
  - ⑤ 代替案の提出の要求・代替案の検討・提示
  - ⑥ 独立委員会検討期間の延長
  - ⑦ 本プランの修正または変更に係る承認
  - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
    - ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書及び買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。



**CyberAgent**

- ・独立委員会は、必要があれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主に対する代替案の提示を行うものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上



## 別紙 2

### 新株予約権無償割当ての要項

#### I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

##### (1) 新株予約権の内容及び数

株主に割り当てる新株予約権(以下、個別にまたは総称して「新株予約権」という。)の内容は下記Ⅱ.に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議(以下、「新株予約権無償割当て決議」という。)において別途定める割当期日(以下、「割当期日」という。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。)に相当する数とする。

##### (2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

##### (3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

#### Ⅱ. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の数

1) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)は、1株とする。但し、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

2) 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用する。

3) 上記1)に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式総数(但し、当社の有する当社株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

##### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額(下記2)に定義される。)に対象株式数を乗じた価額とする。

2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額(以下、「行使価額」という。)は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

##### (3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日または新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。但し、下記(7)項2)の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたるとき



は、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

1) (i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または(vi)上記(i)ないし(v)記載の者の関連者(以下、(i)ないし(vi)に該当する者を総称して「特定買付者等」という。)は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下、別段の定めがない限り同じ。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。但し、2012年9月30日時点で株券等保有割合が20%を超える者についてはこの限りでない。

② 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。

③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下、本③において同じ。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義される。以下、本③において同じ。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。以下、同じ。)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。

⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される。)をいう。

2) 上記1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。

① 当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)または当社の関連会社(同規則第8条第5項に定義される。)

② 当社を支配する意図がなく上記1) ①に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記1) (i)の特定大量保有者に該当することになった後10日間(但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1) (i)の特定大量保有者に該当しなくなった者

③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1) (i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)

④ その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しない



と当社取締役会が認めた者(特定買付者等に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。)

3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i) 所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、または(iii)その双方(以下、総称して「準拠法行使手続・条件」という。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務を負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

4) 上記3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引(但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

5) 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

6) 新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)3)及び4)の規定により新株予約権を行使することができない者(特定買付者等を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記1)の承認をするか否かを決定する。

① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人



及び譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書(下記②ないし④に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。)が提出されているか否か

② 譲渡人及び譲受人が特定買付者等に該当しないことが明らかか否か

③ 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か

④ 譲受人が特定買付者等のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

1) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。

2) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会の定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。

3) その他本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとする。

(8) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、2012年10月25日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以 上



別紙 3

独立委員会委員略歴

○堀内雅生（ほりうちまさお） 当社社外監査役

**【略歴】**

昭和 44 年 11 月生まれ

平成 4 年 4 月 日本インベストメント・ファイナンス株式会社  
（現 大和 SMBC キャピタル株式会社）入社

平成 7 年 4 月 株式会社インテリジェンス入社

平成 10 年 3 月 当社監査役就任（現任）

平成 21 年 4 月 株式会社 USEN 社長室内部統制担当部長就任

平成 22 年 5 月 税理士登録

平成 22 年 12 月 株式会社 U-NEXT 取締役管理本部長就任（現任）

※堀内雅生氏は、会社法第 2 条第 16 号に規定される当社社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

○沼田功（ぬまたいさお） 当社社外監査役

**【略歴】**

昭和 39 年 6 月生まれ

昭和 63 年 4 月 大和証券株式会社入社

平成 12 年 7 月 ファイブアイズ・ネットワークス株式会社代表取締役就任（現任）

平成 12 年 12 月 当社監査役就任（現任）

平成 21 年 12 月 SBL 株式会社代表取締役就任（現任）

※沼田功氏は、会社法第 2 条第 16 号に規定される当社社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。なお、当社は、東京証券取引所に対して、沼田功氏を当社の独立役員として届け出ております。

○中村直人（なかむらなおと） 弁護士

中村・角田・松本法律事務所

**【略歴】**

昭和 35 年 1 月生まれ

昭和 57 年 10 月司法試験合格

昭和 58 年 3 月一橋大学法学部卒業

昭和 60 年 4 月司法研修所卒業

同 第二東京弁護士会登録、森綜合法律事務所所属

平成 10 年 4 月日比谷パーク法律事務所開設、パートナー

平成 15 年 2 月中村直人法律事務所開設（現中村・角田・松本法律事務所）

※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上



別添  
 当社の大株主の状況

2012年9月30日現在

順位	株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
1	藤田 晋	150,972	23.32
2	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	52,565	8.12
3	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	47,824	7.39
4	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	22,660	3.50
5	GOLDMAN, SACHS & CO. REG	20,951	3.24
6	MORGAN STANLEY & CO. LLC	17,629	2.72
7	STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04	11,450	1.77
8	資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	7,358	1.14
9	日高 裕介	6,268	0.97
10	野村信託銀行株式会社（投信口）	6,236	0.96

(注) 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

以 上